

第 3 期宮城県国民健康保険運営方針の管理指標について

1 管理指標設定の経緯

県では、平成 30 年度の都道府県単位化以降、県内市町村と一体となって、国民健康保険の安定的な財政運営、国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための指針として、法律に基づき、市町村と協議の上、「国民健康保険運営方針」を策定している。

単位化以降、「方針」を策定しており、昨年度、当協議会で審議をいただき、令和 6 年度から令和 1 1 年度までの 6 年間の計画期間とする「第 3 期宮城県国民健康保険運営方針」を策定した。

第 1 期、第 2 期の「方針」は、計画期間が 3 年間であったが、国の方針で「第 3 期方針」から計画期間が 6 年間となった。

対象期間が 6 年間となったことに伴い、都道府県はおおむね 3 年ごとに運営方針に記載の事項について分析及び評価を行うよう努めることとされた。

これを受け、本方針では、「第 10 章 本方針の検証及び見直しに関する事項」で、県は、本方針に基づく取組の状況をおおむね 3 年を目途に把握・分析し、評価を行うことで検証することと、その検証結果を踏まえ、必要があると認めるときは、本方針の見直しを行うことを定めた。

また、検証にあたっては、以下の管理指標を設定し、本方針に基づく取組の状況の把握・分析を行うこととしている。

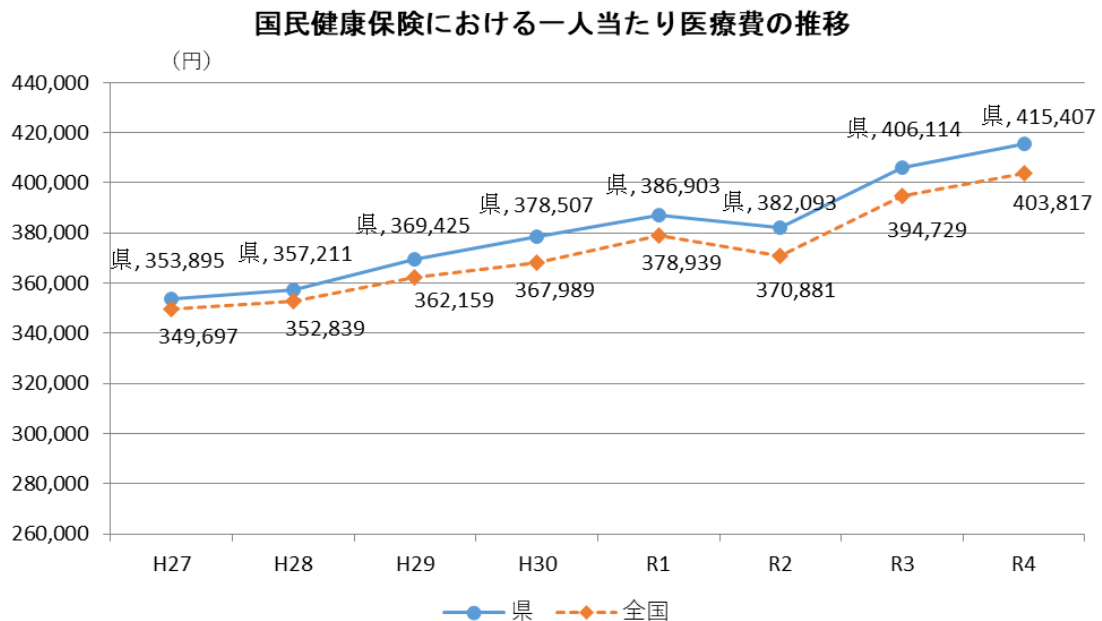
本方針中間見直しに向けての評価・検証は令和 8 年度に行うものであるが、本方針に基づく取組を効果的に継続していくため、毎年度管理指標の動向を把握することとし、各指標の動向を概観した。

◆管理指標

(1) 県内市町村国保における被保険者一人当たり医療費
(2) 宮城県が設置する国民健康保険財政安定化基金の残高
(3) 県内市町村国保における黒字団体数
(4) 県内市町村における被保険者一人当たり保険料（税）調定額
(5) 県内市町村における保険料（税）現年課税分の平均収納率
(6) 保険者努力支援制度（取組評価分）の各市町村獲得点数の平均割合
(7) 保険者努力支援制度（取組評価分）の県獲得点数の割合
(8) 県内市町村国保における特定健診・保健指導の平均受診率

2 管理指標の動向

(1) 県内市町村国保における被保険者一人当たり医療費



出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

- 令和4年度の本県における一人当たりの医療費は415,407円であり、平成27年度の353,895円と比較すると61,512円の増となっている。

最も高い市町村は505,352円、最も低い市町村は382,689円であり、その差は1.32倍となっている。

被保険者の高齢化と医療の高度化の進展による医療費の増加が、一人当たり医療費の増加の要因となっていると考えられる。

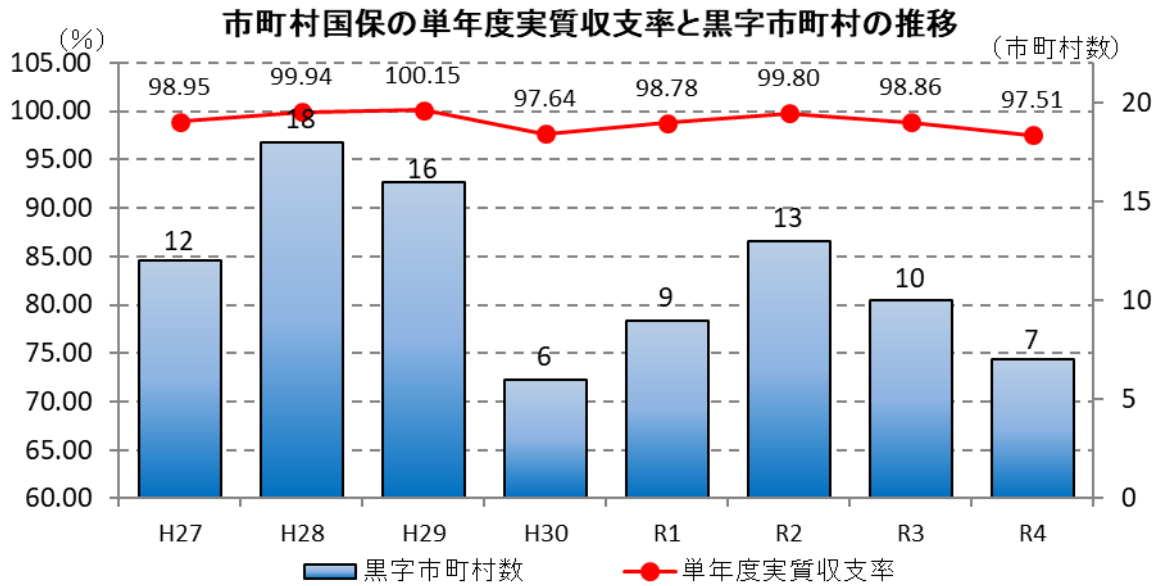
(2) 宮城県が設置する国民健康保険財政安定化基金の残高

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
	残高	増減	残高	増減	残高
本体基金	3,767,780,831	228,275	3,768,009,106	747,017	3,768,756,123
財政調整事業	－	0	0	2,830,000,000	2,830,000,000
決算剰余金分	－	0	0	800,000,000	800,000,000
前期高齢者交付金分	－	0	0	2,030,000,000	2,030,000,000
特例基金	1,070,559,000	▲ 330,000,000	740,559,000	▲ 740,559,000	0
計	4,838,339,831	▲ 329,771,725	4,508,568,106	2,090,188,017	6,598,756,123

- 平成30年度の都道府県単位化以降、財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付等を行うことができる体制を確保している。
- 令和4年度施行で国民健康保険法が改正され、国保特別会計において決算剰余金が生じた際、「財政調整事業」として財政安定化基金に積み立て、「事業費納付金の著しい上昇の抑制等」を図るため、基金を取り崩すことができる処分規定が追加された。
- 令和5年度に、財政調整事業として計28億3千万円の積立を行った。
 - ①決算剰余金分 都道府県単位化後の純剰余金累計、8億9,400万円余りのうち、8億円を積み立てた。
 - ②前期高齢者交付金分 前期高齢者交付金については、毎年度、前々年度の精算が行われ、追加交付または返還がある。国では、追加交付分については、将来の返還に備えて留保するよう示している。これを受けて、令和5年度事業費納付金算定において、令和3年度分の精算で追加交付となった約50億円のうち、20億3千万円を積み立てることとした。
- 上記積立により財政安定化基金の財政調整事業の残高が生じ、将来の「事業費納付金の著しい上昇の抑制等」の備えとなる財源が一定程度確保された。

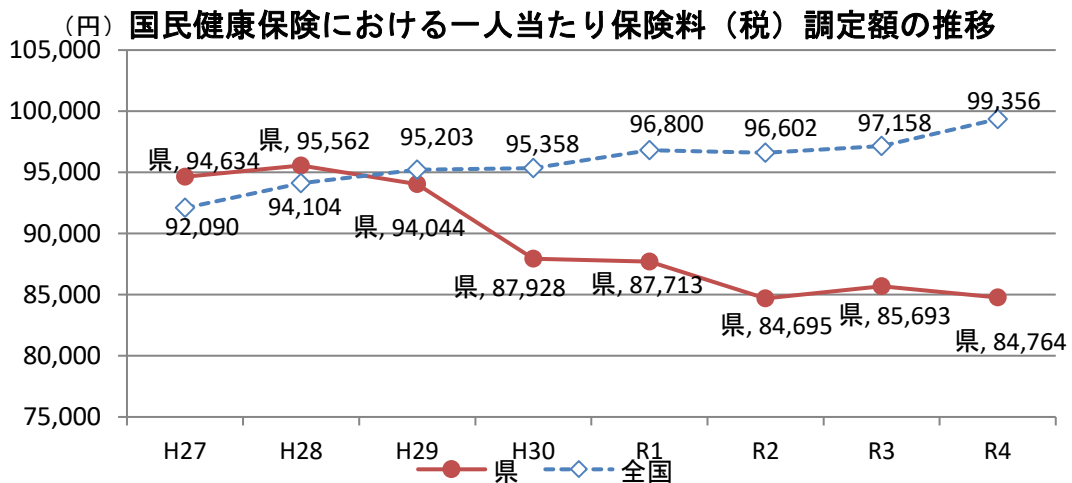
(3) 県内市町村国保における黒字団体数



出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

- 令和4年度の収支においては、当該年度の決算ベースの収入決算額を支出決算額で除し100倍した形式収支率では全市町村黒字である。
- 県独自の基準として、形式収支率から一般会計や基金からの繰入金、前年度からの繰越金などを除いた単年度実質収支率を算定している。市町村の単年度実質収支率が100%未満の場合には、単年度収支を実質赤字としており、令和4年度の収支においては、県内市町村のうち28団体は赤字となっている。
- 令和3年度の収支と比較して、市町村平均単年度実質収支率が1.35ポイント低下しており、赤字の団体も3団体増加した。

(4) 県内市町村における被保険者一人当たり保険料（税）調定額

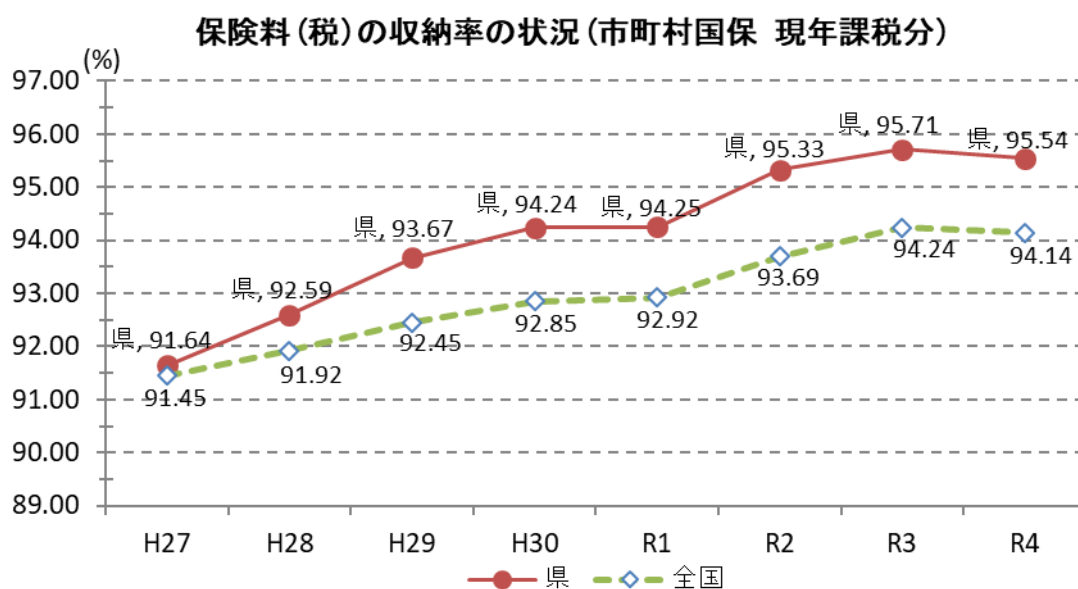


出典：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

※保険料（税）は医療分、後期分及び介護分の合計

- 令和4年度の国民健康保険における一人当たり保険料(税)調定額は84,764円であり、平成27年度の94,634円と比べて9,870円減少している。
- その要因としては、平成30年度に実施された国民健康保険の都道府県単位化に伴い、さまざまな公費が投入され、保険料の上昇が抑えられたこと等が考えられる。
- また、令和4年度の一人当たり調定額が最も高いのは96,385円、最も低いのは57,135円であり、その差は1.69倍となり、令和3年度の差の1.44倍と比較するとやや拡大している。
- 全国平均は99,356円で前年度比2,198円増加している。県平均は全国平均を下回っており、県平均と全国平均の差が拡大している。

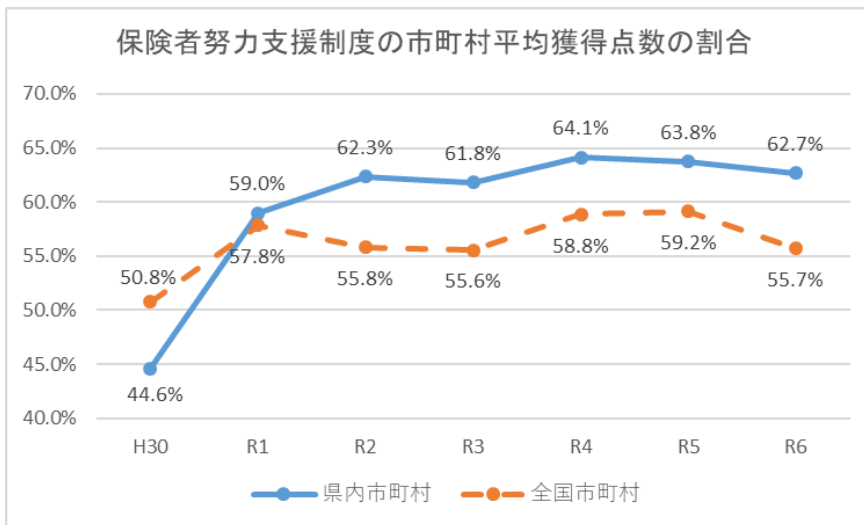
(5) 県内市町村における保険料(税)現年課税分の平均収納率



出典：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

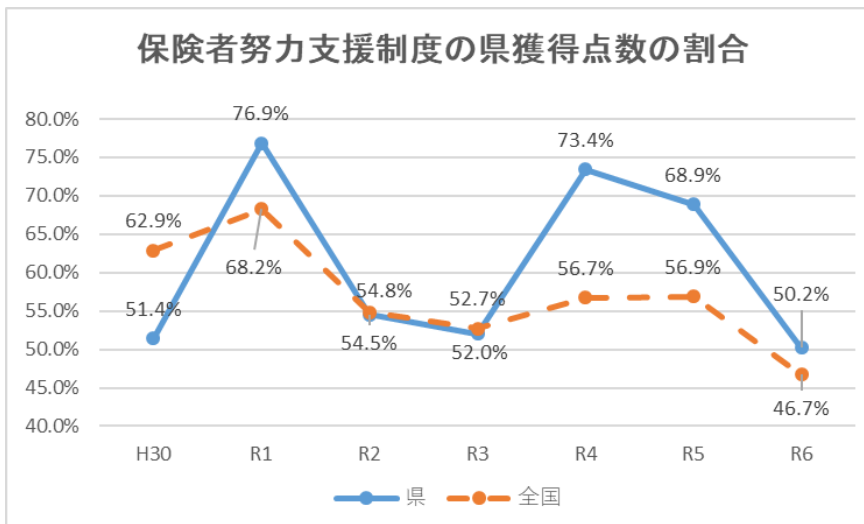
- 県内市町村国保の保険料(税)現年課税分の収納率は、令和3年度まで毎年度上昇していたが、令和4年度は95.54%とやや低下し、いったん頭打ちとなった。この傾向は全国平均と同様である。
- 本県の現年課税分の収納率は、平成27年度から令和4年度にかけて全国平均を上回っている。
- これは、各市町村の収納担当部門の収納率向上に向けた取組の強化及び滞納整理の強化が要因と考えられる。

(6) 保険者努力支援制度（取組評価分）の各市町村獲得点数の平均割合



- 保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分は、医療費適正化や糖尿病等の重症化予防などに関する市町村の取組状況を国が評価し、その結果に応じて国が支援金を交付する制度。
- 令和元年度以降、県内市町村平均獲得点数は全国市町村平均を上回っている。
- これは、県が市町村ごとに個別ヒアリングを実施して優良事例等の横展開を図ったことで、確実に得点を獲得できたことなどによるものと考えられる。

(7) 保険者努力支援制度（取組評価分）の県獲得点数の割合

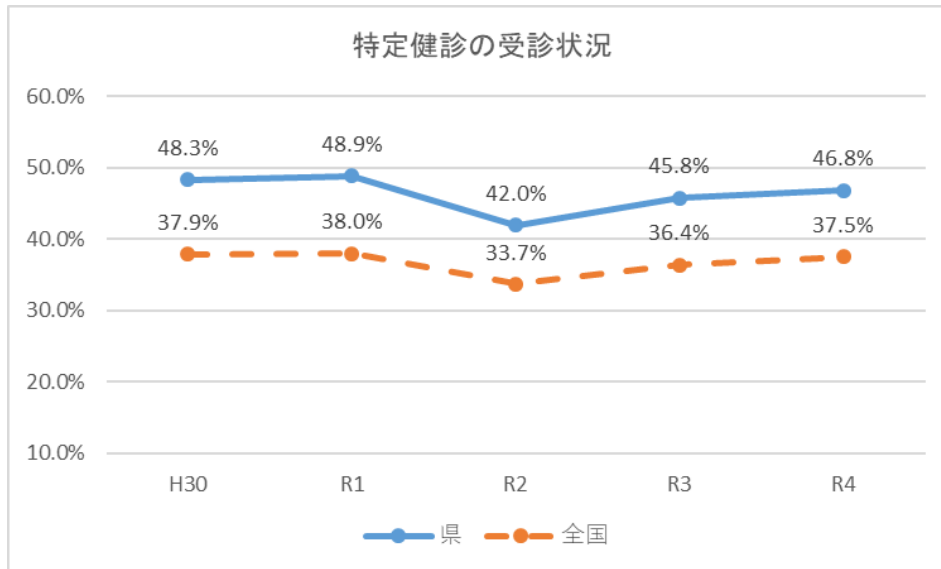


- 保険者努力支援制度（取組評価分）の都道府県分は、医療費適正化などに関する都道府県の取組状況を国が評価し、その結果に応じて国が支援金を交付する制度。
- 宮城県の獲得点数は各年度、おおむね全国平均を上回っている。
- 令和6年度は、保険料（税）水準の統一に関する指標について、完全統一を

前提とした指標について加点を受けられなかったことにより、全国平均をやや上回るにとどまった。

(8) 県内市町村国保における特定健診・保健指導の平均受診率

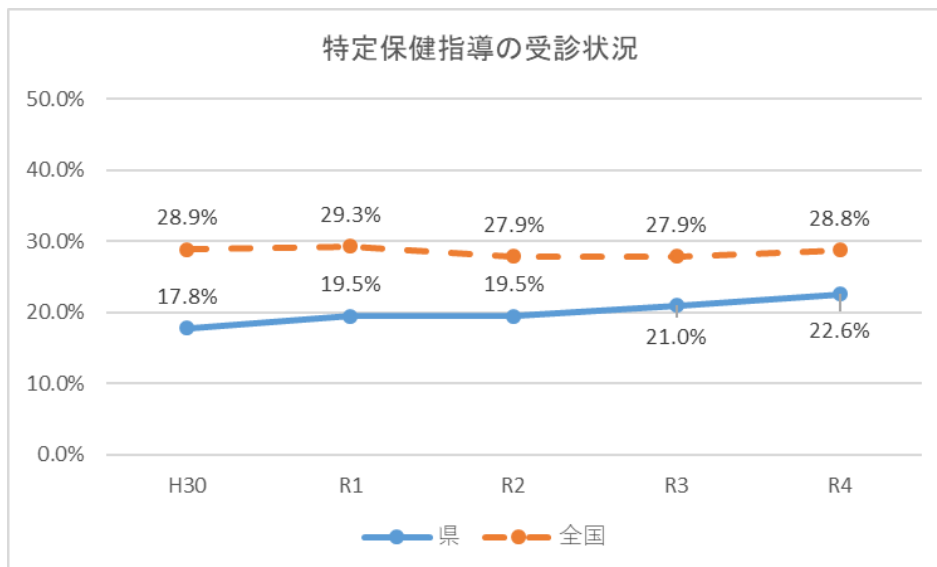
■ 特定健診



出典：市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書

○ 令和4年度の特定健診の受診率は、46.8%であり、全国3位となっている。

■ 特定保健指導



出典：市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書

○ 令和4年度の特定保健指導の実施率は、22.6%であり、全国36位となっている。

3 管理指標の評価

- 保険料（税）収納率や特定健診受診率は、各種取組によって、全国平均よりも高い水準に位置している。一方で、一人当たり医療費や特定保健指導実施率については、各種取組を実施しているものの、全国平均よりも高額・低水準となっている。
- 保険者努力支援制度の獲得点数は全国平均よりも高く、事業費納付金や標準保険料率の引下げに寄与している。また、令和5年度に初めて県基金の財政調整事業に積立を行い、年度間の財政調整の財源を一定程度確保した。
- 一人当たり保険料（税）調定額は全国平均と比べて低く抑えられているが、一方で、赤字市町村数が増加するなど市町村国保の単年度収支は不安定な状況である。

4 今後に向けて

- 全国水準を下回っている指標に関する取組については、第3期運営方針の策定において必要な見直しを行ったところであり、運営方針に定めた取組をより一層推進していくこととする。
- さらに、保険料（税）水準の統一や事務の更なる広域化・効率化に向けて、引き続き市町村等と協議・検討を行っていく。